

熊本市地球温暖化防止活動推進員設置要綱

制定	平成23年10月18日市長決裁
改正	平成24年 9月 1日環境政策課長決裁
	平成25年 1月28日環境局長決裁
	平成25年 6月26日環境政策課長決裁
	平成25年 8月29日環境政策課長決裁
	平成29年 2月 7日環境政策課長決裁
	平成30年12月19日環境政策課長決裁
	令和5年(2023年)2月17日環境政策課長決裁
	令和6年(2024年)2月1日脱炭素戦略課長決裁
	令和6年(2024年)10月16日脱炭素戦略課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条に規定する地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推進員の数)

第2条 推進員の数は、20人以内とする。

(推進員の活動)

第3条 推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- (2) 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- (3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- (4) 熊本市又は熊本市地球温暖化防止活動推進センター（以下「市推進センター」という。）が行う地球温暖化防止に関する講座、イベント等の事業活動等に協力するとともに、積極的に研修会等にも参加し、推進員としての資質向上に努めること。

(推進員の要件)

第4条 推進員の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地球温暖化防止活動の推進に熱意と識見を有する者
- (2) 熊本市域において前条各号に規定する活動を行うことができる者（熊本市内に在住、在勤、在学している者又は民間非営利団体等において主に熊本市域で活動している者）
- (3) 委嘱予定年度の4月1日現在で満18歳以上の者

(選考)

第5条 推進員は、公募により選考する。ただし、必要があると認めるときは、公募の方法によらず、選考することができる。

2 前項の選考を行うものとして、熊本市地球温暖化防止活動推進員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(委嘱)

第6条 市長は、選考委員会で適当と認められる者を推進員として委嘱する。

(推進員証)

第7条 市長は、推進員に対して熊本市地球温暖化防止活動推進員証（様式第1号。以下「推進員証」という。）を交付するものとする。

2 推進員はその身分を失ったときは、速やかに推進員証を市長に返却しなければならない。

(推進員名簿)

第8条 市長は、地球温暖化防止に取り組もうとしている住民又は団体の利用に供するため、推進員名簿を作成し、公表するものとする。

2 前項に規定する名簿には、推進員の氏名、主な活動分野その他の住民又は団体が利用するに当たり必要と認められる事項を掲載するものとする。

3 推進員は、住所等に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告をしなければならない。

(活動報告)

第9条 推進員は、当該年度の活動結果を翌年度の4月30日までに熊本市地球温暖化防止活動推進員活動報告書(様式第2号)により市長に報告しなければならない。

(委嘱の期間)

第10条 推進員の委嘱期間は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(解嘱)

第11条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

(1) 推進員がやむを得ない事由により、活動を行うことができなくなったとき。

(2) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) その他推進員として不適任と認められるとき。

(守秘義務)

第12条 推進員は、活動を通じて知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(活動の支援)

第13条 熊本市及び市推進センターは、推進員の資質向上及び円滑かつ積極的な活動の推進を図るため、協力して研修や情報提供等を行い、推進員の活動支援に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱で定めるもののほか、推進員に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)10月16日から施行する。

様式第1号（第7条関係）
表面

熊本市地球温暖化防止活動推進員証



NO. _____
氏名
任期 年 月 日から
年 月 日まで

上記の者は、熊本市地球温暖化防止活動推進員であることを
証明します。

年 月 日 熊本市長 印

裏面

熊本市地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第37条の規定により、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及、並びに熊本市における地球温暖化対策の推進を図るための活動を行います。

<注意>

- 1 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この証明書の記載事項を書き直すことはできない。
- 3 推進員はその身分を失ったときは、速やかに推進員証を市長に返却しなければならない。

令和 年度 熊本市地球温暖化防止活動推進員活動報告書

氏名：_____

1 研修等への参加

(1) 熊本市又は熊本市地球温暖化防止活動推進センターが開催する研修等

名称・内容	日時・場所

(2) その他の研修等

名称・内容	日時・場所

2 地球温暖化防止活動

(1) 熊本市又は熊本市地球温暖化防止活動推進センターの依頼による活動

名称・内容	日時・場所	対象者・参加者数	他団体等からの報酬等の有無	団体等の名称(有の場合)
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	

※この様式に記入できない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。

(2) 他団体等の活動に対する協力

名称・内容	日時・場所	対象者・参加者数	他団体等からの報酬等の有無	団体等の名称 (有の場合)
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	

(3) その他推進員として行う活動

名称・内容	日時・場所	対象者・参加者数	他団体等からの報酬等の有無	団体等の名称 (有の場合)
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	

3 その他の活動 ※熊本市又は熊本市地球温暖化防止活動推進センターとの意見交換等もご記入ください。

名称・内容	日時・場所	対象者等	他団体等からの報酬等の有無	団体等の名称 (有の場合)
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	

本年度の活動実績	実施回数 延べ_____回	参加者数 延べ_____人
----------	---------------	---------------

※この様式に記入できない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。